

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		休止中の地下貯蔵タンク又は二重殻タンクの漏れの点検期間延長承認
根拠条例・規則名		危険物の規制に関する規則
条 項		第 6 2 条 の 5 の 2 第 2 項
所 管 部 課		消防局 予防部 査察指導課 (電話 : 048-833-7543)
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	承認は、当該地下貯蔵タンク又は二重殻タンクにおいて危険物の貯蔵及び取扱いが休止され、次に掲げる安全対策がとられ、保安上支障がないと認めたとときに行うものとする。 (1) 危険物が清掃等により完全に除去されていること。 (2) 危険物又は可燃性の蒸気が流入するおそれのある注入口又は配管に閉止板を設置する等、誤って危険物が流入するおそれのないようにするための措置が講じられていること。
	設定等年月日	平成 2 3 年 4 月 1 日設定 平成 年 月 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	10日
	設定等年月日	平成 2 3 年 4 月 1 日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		